

令和4年度 財政援助団体等監査（監査対象：須磨ヨットハーバー運営共同事業体）

監査結果の概要	措置内容	措置状況																											
<p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 利用料金の額の算定を適正に行うべきもの</p> <p>市長の承認を得て指定管理者が定めている利用料金の内、係留場所及び陸置場所の一般利用に係る料金の額は、次のように定められている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>一般利用に係る額（1隻1日につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディンギー、スポーツ用漕艇 又は水上オートバイの陸置</td> <td>1,708円</td> </tr> <tr> <td>上くい 記係留の 以外の 艇</td> <td>5メートル以下のも の</td> <td>3,520円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>又は 陸置 の 艇</td> <td>5メートルを超えるもの</td> <td>4,117円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>6メートルを超えるもの</td> <td>4,693円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>7メートルを超えるもの</td> <td>5,290円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>8メートルを超えるもの</td> <td>5,290円に8メートルを超える1メートルにつき、1,655円を加えた額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浮桟橋係留</td> <td>上記の額に1.2を乗じて得た額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>令和4年度において、浮桟橋係留の1日の一般利用に係る利用料金について、額の算定を誤って徴収している次の事例があった。</p> <p>(ア) 艇長 8.64 メートルの艇について、8,334円 $((5,290+1,655) \times 1.2)$ とするべきところ、6,945円 $(5,290+1,655)$、1,389円過少に徴収していた事例。</p> <p>(イ) 艇長 6.15 メートルの艇について、5,631円 $(4,693 \times 1.2)$ とするべきところ、6,348円 $(5,290 \times 1.2)$、717円過大に徴収していた事例。</p> <p>誤って徴収した利用料金について、過少に徴収したものについては追徴し、過大に徴収したものについては返還するととも</p>	種別	一般利用に係る額（1隻1日につき）	ディンギー、スポーツ用漕艇 又は水上オートバイの陸置	1,708円	上くい 記係留の 以外の 艇	5メートル以下のも の	3,520円		又は 陸置 の 艇	5メートルを超えるもの	4,117円			6メートルを超えるもの	4,693円			7メートルを超えるもの	5,290円			8メートルを超えるもの	5,290円に8メートルを超える1メートルにつき、1,655円を加えた額		浮桟橋係留	上記の額に1.2を乗じて得た額		<p>過少または過大に料金を徴収していた利用者に対しては連絡を取って謝罪を行うとともに、料金の追徴を求め、または返還を申し出たが、それぞれ拒否された。</p> <p>誤徴収に至った原因是担当職員が料金表を読み違えたことによるものであるため、申請書の様式を変更して読み違えを防止するとともに、利用者と受付担当職員の双方で料金が確認できるように改めた。</p>	措置済
種別	一般利用に係る額（1隻1日につき）																												
ディンギー、スポーツ用漕艇 又は水上オートバイの陸置	1,708円																												
上くい 記係留の 以外の 艇	5メートル以下のも の	3,520円																											
	又は 陸置 の 艇	5メートルを超えるもの	4,117円																										
		6メートルを超えるもの	4,693円																										
		7メートルを超えるもの	5,290円																										
		8メートルを超えるもの	5,290円に8メートルを超える1メートルにつき、1,655円を加えた額																										
	浮桟橋係留	上記の額に1.2を乗じて得た額																											

令和4年度 財政援助団体等監査（監査対象：須磨ヨットハーバー運営共同事業体）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>に、誤徴収に至った原因を明らかにした上で再発防止に努め、適正な料金徴収を行うべきである。</p>		
<p>イ 利用料金返還の基準を市長の承認を得て定めるべきもの</p> <p>神戸市立須磨ヨットハーバー条例第8条第4項では、「指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部若しくは一部を返還し、又は利用料金を減額し、若しくは免除することができる。」と定められている。</p> <p>指定管理者は、船席や船具ロッカーの専用利用料金について、艇が退出した日の属する月の翌月分より月割りで、起算月から年度末月までの金額の内未納金等を減額した残金（未納金等が無ければ全額）を返還しているが、その基準を市長の承認を得て定めていなかった。</p> <p>指定管理者は、利用料金の返還について、市長の承認を得てその基準を定めた上で行うべきである。</p> <p>また、神戸市所管局は、指定管理者に対して必要な手続きを行うよう、指導るべきである。</p>	<p>指定管理者において、利用者が既に納付した利用料金の返還に関しては、返還するための基準は設けていたものの、その基準について市長の承認を得ていなかった。</p> <p>利用料金返還基準について市長の承認を得た上で手続きを進めるべく令和5年3月に当該申請書を提出した。</p> <p>神戸市所管局としては、指定管理者との今後の改善に向けた会議の中で改めて周知を行うとともに、必要な手続きを行うよう指導を行った。その指導を受け提出された、使用料返還に関する基準の承認申請について、令和5年3月に承認した。</p>	措置済
<p>ウ 再委託の承諾手続きを適正に行うべきもの</p> <p>指定管理協定書第11条では、指定管理者は、業務の執行にあたり、当該業務の全部又は大部分を一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならず、業務の一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合は事前に神戸市の承諾を受けることとなっており、その際、当該契約書の写し等を神戸市に提出しなければならないとされている。</p> <p>これに基づき指定管理者は、神戸市の事前の承諾を受けて、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間、管理業務のうち、機械警備業務、警備業務、清掃業務、揚降設備点検業務、駐車場管理業務について、第三者に再委託している。</p> <p>しかし、当該業務にかかる平成31年4月</p>	<p>指定管理者において機械警備業務等については第三者に委託していたものの、神戸市の事前承認を得ていなかった。</p> <p>今後は神戸市の承諾を得た上で、第三者への再委託を行う。</p> <p>神戸市所管局としては、指定管理者と今後の改善に向けた会議を定期的に開催し、適正な事務処理が行われるよう確認するとともに、必要書類の提出等、適切な手続きを行っていくように指導する。</p> <p>また、再委託については、令和5年5月に承認した。</p>	措置済

令和4年度 財政援助団体等監査（監査対象：須磨ヨットハーバー運営共同事業体）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>1日以降の再委託については、神戸市の事前の承諾を受けていなかった。</p> <p>また、貯水槽清掃業務、エレベーター保守業務、受電所保守点検業務についても、第三者に業務を再委託等しているが、これらについても、神戸市の事前の承諾を受けていなかった。</p> <p>指定管理者は、協定書に基づいて適正に申請を行い、神戸市の承諾を受けるべきである。</p> <p>また、神戸市所管局は適正な事務処理が行われるよう指定管理者を指導するとともに、当該契約の内容を確認するべきである。</p>		
<p>エ 物品の管理を適正に行うべきもの</p> <p>指定管理協定書第15条では、指定管理者が作成し、神戸市に提出しなければならない報告書の種類、作成単位及び提出期日が定められており、その内の備品管理簿については、購入、廃棄及び破損した備品に係るものについては四半期ごとに作成し、各四半期終了後25日以内に提出するとともに、各年度末の状態で作成したものについては各年度終了後25日以内に提出することが定められている。</p> <p>指定管理者は、独自様式の備品管理簿を作成して備品管理を行っていたものの、協定書で定められた神戸市への報告は行われていなかった。</p> <p>これについては、平成29年度の財政援助団体等監査において、指定管理者である共同事業体の代表者（合併前の一般社団法人神戸港振興協会）に対する監査で、同様の不備について指摘しているが、繰り返されている。</p> <p>また、神戸市所管局においては、神戸市港湾事業会計に適用される神戸市的地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則に基づく備品に関する帳簿が整備されていなかった。</p> <p>指定管理者は、同様の不備を繰り返さないよう徹底し、協定書に基づく適正な事務執行を行うべきである。</p> <p>また、神戸市所管局は、協定書等に基づ</p>	<p>指定管理者においては、備品管理簿を作成して備品管理を行っていたものの、協定書で定められた時期に神戸市に対する報告が行われていなかった。</p> <p>次回報告時期である第4四半期・年度末報告時（令和5年4月）には備品管理簿を提出した。</p> <p>今後は同様の不備を繰り返さないよう職員への周知を繰り返し行うとともに、職員の異動が生じた際には事務引継を徹底する。</p> <p>神戸市所管局においては、協定書で定めた時期に備品管理簿の提出を求めていく。また、市に帰属する備品が生じた場合は、備品管理簿を整備し、本市に属する物品を特定、把握するようにしていく。</p>	措置方針

令和4年度 財政援助団体等監査（監査対象：須磨ヨットハーバー運営共同事業体）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>き適正な事務処理を行うよう指定管理者を指導するとともに、備品に関する帳簿を整備し、神戸市に属する物品を特定、把握するべきである。</p>		
<p>オ 自主事業を実施する際に必要な行政財産目的外使用許可を受けるべきもの 地方自治法第238条の4第7項では、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と定められている（行政財産の目的外使用許可）。</p> <p>神戸市立須磨ヨットハーバー指定管理者応募要領（平成29年7月）の「5 指定管理者が行う業務（8）現在の自主事業の状況と提案を求める自主事業」では、「飲食業や物品販売業などヨットハーバーの設置目的外の事業については、本市から行政財産の目的外使用許可を受け、市へ使用料を納めていただきますが、収入は指定管理者のものとします。」「また、4階レストラン跡空きスペースで行う事業について、指定管理者が自ら行う場合は、目的外使用料を免除します。」と記載されている。</p> <p>指定管理者は自主事業として、南ハーバーの管理棟1階において物品販売業を、4階において飲食業を行っているが、行政財産目的外使用許可を受けておらず、使用料の支払若しくは減免申請を行った上で使用料免除を受けていなかった。</p> <p>指定管理者は、施設の設置目的外の事業を実施するに当たっては、使用許可を受けた上で行うべきである。</p> <p>また、神戸市所管局は、指定管理者に対して必要な手続きを行うよう指導するべきである。</p>	<p>指定管理者は、指定管理者応募要領に基づいた自主事業を行っているが、行政財産目的外使用許可を受けておらず、また使用料についても、減免申請を行った上で使用料免除を受けていなかった。</p> <p>令和5年4月に行政財産目的外使用許可を受け、使用料の免除申請を行い、使用料免除を受けている。</p> <p>神戸市所管局としては、指定管理者に対し、施設の行政財産目的外使用許可申請や、使用料減免申請手続きについて、今後の改善に向けた会議の中で改めて周知を行うとともに、必要な手続きを行うよう指導を行った。</p>	措置済